

第7回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 令和6年1月12日(金)
招集場所 江府町役場2多目的室

開 会 午後3時00分 会長宣言

出席 農業委員(11人)・農地利用最適化推進委員(5人)

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 大岩 徹 | 7番 | 船越 征子 |
| 2番 | 森谷 雄 | 8番 | 本高 善久 |
| 3番 | 松本 良史 | 9番 | 遠藤 功 |
| 4番 | 加藤 直行 | 10番 | 山本 信男 |
| 5番 | 長尾 保 | 11番 | 宇田川 保 |
| 6番 | 高津 孝司 | | |
| | 千藤 誠 | | 竹内 求 |
| | 川上 幸恵 | | 見山 収 |
| | 浦部 明郎 | | |

欠席 農業委員(0人)・農地利用最適化推進委員(0人)

職員及び関係者 局長 西岡 浩治

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案 農用地利用集積等促進計画(案)について
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午後3時00分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

1番委員 大岩 徹 2番委員 森谷 雄

事務局： 失礼します。定刻よりも若干早い様ですが始めさせていただければと思います。第7回江府町農業委員会総会を開会したいと思います。日程に従いまして進めさせていただきます。日程2、農業委員会憲章の唱和ということでございますが、本日は高津委員さんをお願い出来ればと思います。ご起立をお願いします。

高 津： 憲章唱和

事務局： ありがとうございます。ご着席ください。続きまして日程3でございます。会長あいさつをお願いいたします。

会 長： 令和6年の新しい年の幕開けとなりました。今年が皆様にとりましてもまた本町の農業振興の上からもよい年になる様にご祈念を申し上げたいと思います。ところで元旦早々には能登半島大地震、翌日には日航機炎上と言う予期せぬ大災害、大惨事が発生をいたしました。能登半島地震については日々報道をされておりますが、非常に被害が甚大で震度5弱以上が実に16回も発生していると言われております。依然孤立集落もある様でして被害の全容が、まだ全体把握できないと言う悲惨な状況におかれておられます。被害を受けられた多くの皆様、そして耐え難い避難生活を送っておられる28,000人を超える方々に対して心からお見舞いを申し上げたいと存じます。さて今年の本農業委員会の大きな事業課題は皆さんご承知のとおり地域計画の策定と目標地区の設定であります。基盤法の法律の主旨からしますとこの取り組みの終期は令和7年3月末と言う事になっておりますから、後1年強で江府町の地域計画10年先を見通す農業の有り方、それから農地利用の在り方、これらを1年強の間に策定をしなければならないわけでありますから、本町の農業関係機関それから町内の多くの農業者の皆さんを巻き込んで計画立案に邁進しなければならないという風に考えております。実は1月4日の仕事始めに長尾職務代理共々町長並びに副町長のところに年賀の挨拶に伺いました。町長、副町長とも地域計画の策定はよく理解をしておられました。担当部署町長部局の方から相当ヒアリングがされているのではないかなという風に思っておりまして、町長・副町長ともその旨意見交換をしたわけですが、これから農業委員会と町長部局がさらに連携を密にして地域計画を精力的に取り組んで行こうと、こう言う事で意見が一致した次第でございます。皆さんにおかれましてはそれぞれの地域の代表的な立場にある方ばかりでございますので、策定に向けてなお一層のお力添えを頂きたいという風に考えておりますので引き続きのご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ですが冒頭のご挨拶に代えさせていただきます。

議 長： それでは日程に従いまして進めさせていただきます。出席確認ですが、本日は全員出席でございます。従って委員会会議規則第5条により、委員定数の過半数に達しておりますので、本総会は成立していることを報告します。次に議事録署名委員の指名であります。署名委員を議長が指名することに異議ありませんか。

委 員： 異議なし（全員）

○で○○、面積は△△△㎡、始期が令和△年△月△日から令和△△年△月△△日の△△年を見ております。賃料は○○でございます。借受経営体としまして、江府町大字○○○△△△番地の○○○○○○○○○○さんでございます。農地番号2番、3番、4番、貸人は江府町大字○○○△△△番地△にお住いの○○○○さん、場所は大字○○○字○○○△△△△番、△△△△番、△△△△番、何れも○でございます。○○の栽培でございます。面積は△、△△△㎡、△、△△△㎡、△、△△△㎡でございます。始期としまして令和△年△月△日から令和△△年△月△△日までの△△年間、賃料は○○で借受経営体としまして、こちらも○○○○○○○○○○さんでございます。先ほど合意解約で申し上げましたけども、農地番号19番、○○○○さんの土地で江府町大字○○○字○○○△△△△番でございますが、転貸と言う事で令和△年△月△日から令和△△年△月△△日まで△年△ヶ月で大字○○○△△△番地にお住いの○○○○さんが借り受けるという事で、契約の状況としましては付替のところに丸をしております。もう一筆、農地番号28番でございますが、○○○○さんの土地で大字○○○字○○○△△△番を大字○○○△△△番地の○○○○さんへ付け替えと言う事でございます。新規と転貸について簡単ではございますが説明をさせていただきました。以上でございます。

議長： はい、ありがとうございます。それでは新規案件と付替案件について、担当委員、推進委員より補足説明をお願いします。農地番号1番から4番は○○○地区、受け手が○○○○ですので浦部推進委員より状況をお願いします。

浦部： はい、1番から4番についてですが、1番の○○○さん、2番から4番の○○○○さんについて、○○○○○の方へ自分も○○なので作って頂けないかという話がありまして、○○○でも他の方の作付けを○○○○○がさせて頂いておりますので、同じ様な条件でしたら良いですよという話をさせていただいたところ、それで構わないとおっしゃいましたので、引き続き2軒分させて頂くと言う事で、合意をさせていただいた経緯です。

議長： ありがとうございます。農地番号19番、○○地区ですので高津委員さんお世話になりますか。

高津： はい、○○○○○○○○○が今年だけしました。○○○○さんは○○○○○○○ですけども、自分でも△反くらいやっていますし、余力があるのでぜひ作りたいと彼も言ってくれたので、○○○○○○○も増えてばかりでは手が足りなくなるので、やる気のある人にはどんどん作って欲しいと言う事で○○○○○さんの圃場をお願いすることになりました。

議長： ありがとうございます。農地番号28番は○○地区ですので、私の方から報告をします。本物件については○○○○○さんが○○○○○○○との利用契約で○○が耕作をしておられましたが、今般先ほどの合意解約のとおり法人との契約を解消して、新たに○○○さんが耕作をされるという契約になります。この場所は比較的集落に近い便利の良い場所ですので、圃場もある程度大きな圃場ですから○○さんがお作りになる。なお賃料についての反当△、△△△円は、○○○○○は条件は問わず全て反当△、△△△円で契約を

されますので、反当△、△△△円を〇〇〇〇さんも引き継いで利用料として支払うと言う考え方のようです。以上が説明なり補足コメントです。それでは質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いします。ありませんか。それでは無い様ですので質疑を打ち切り採決を取ります。議案第1号、農用地利用集積等促進計画(案)につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委員： はい(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定いたしました。続きまして議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、提案説明をお願いします。

事務局： はい、失礼いたします。11ページをご覧ください。農地法第3条について審議を求めたいと思います。議案第2号、農地法第3条、次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求めます。申請番号37番、権利は所有権移転でございます。所在は江府町大字〇〇字〇〇〇〇△△△番、〇でございます。面積が△、△△△㎡、譲渡人は江府町大字〇〇△△△番地にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人が江府町大字〇〇△△△番地にお住いの〇〇〇〇さんでございます。場所につきましては12ページの航空写真をご覧くださいと思います。よろしく願いいたします。

議長： はい、議案第2号、農地法第3条について説明がありました。この点については地区担当である私の方から補足説明をさせていただきます。まず12ページの地図を見て頂きたいんですが、これが対象の農地です。その左側に△△△と言う農地があります。これが先ほどの合意解約による第1号議案の〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんに利用契約がされた物件です。農道を挟んでその右側が△△△番で今回の所有権移転の物件です。所有者、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんの方にこの農地の所有権移転をすると言う事で、この周辺を〇〇〇〇さんが所有権移転もしくは利用契約で耕作地の集積をすると言う考え方の流れの中で今回の所有権移転が出たと言う事です。承認をいただく方向でご審議の程お願いいたします。以上提案説明を終わりました。それでは質疑に入ります。本件について質問、意見のある方は挙手をお願いします。ありませんか。無い様ですので質疑を打ち切り採決を取ります。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委員： はい(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定いたしました。本日予定をしている審議事項は以上となります。それでは項番7その他について、一括事務局より説明をお願いします。

事務局： はい、その他につきまして（１）次回の農業委員会の総会を令和６年２月８日木曜日、午前９時３０分から役場２階の多目的室この場所で行いたいと思っております。（２）農地相談会を令和６年１月２５日木曜日、午後１時３０分から午後３時３０分まで、役場１階相談室で川上推進委員さん、竹内推進委員さんをお願いをしたいと思います。（３）次の農地相談会を２月２２日木曜日に予定をさせて頂ければと思います。時間は同じく午後１時３０分から午後３時３０分まで、役場１階相談室で浦部推進委員さんと見山推進委員さんをお願いできればと思います。（４）利用意向調査についてと言う事でございます。該当の委員さんのお手元に秋の農地パトロールによって判明しました意向調査をするべき方へ文章を作成しております。その文章を皆さんに事務局の方からお願いをして聞き取りをしていただきたいと思っております。今見て頂いて町内にいらっしゃらない方がありましたら、事務局の方に返して頂いて、事務局の方から返信用の封筒を同封して送りたいと思っておりますのでご協力の程宜しくお願いいたします。以上でございます。

議長： 以上説明をしましたが、皆さんの方から質問、意見をお願いしたいと思っておりますが、この利用意向調査だけど、基本的には所有権者と面談をしてやるんだけど、町外の方がおられるからそう言う手続きをすると言う事ですけども、前の経験からすると、例えばもう耕作はしないんだと、ほぼ原野化していると、そう言った場合には農業委員会の職権で農地転用は出来るのかな、そこまで事務局の方は見通して利用意向調査をやるという事なんですか。この最終目的が良く分からないんですが。前はどうかと面談したんですけど、農地だけどもう原野化して原野でお願いします。例えば必ずしも固定資産税が安くなるわけではないですけども、場所にもよりますけども、農地から原野化をお願いしますと言う事で、ただこの土地のこれから作る予定がないので、この土地も農地転用を職権でお願いできませんかと言う問いかけがあったんだけど、まだ耕作可能だからいきなり職権で原野化するような状況にはなっていませんからお断りしますと言う、そう言うやり取りがあった事があるんだけど、意向調査の最終的な目的は、農地利用を図って行くと言う事はもちろんあるけども、例えば耕作者の借り手がない場合は実態が原野化をしていれば、農業委員会の職権で地目変更まで法務局やる考え、そこら辺の着地を見ているわけですか。

事務局： 地目変更までは職権では行わないと、農地台帳上は非農地と言う事でございますけども、農業委員会の職権で登記簿まで行うと言う予定は事務局としては持っていない。

議長： それなら農地台帳の非農地扱いの変更には留まるわけ、最終的には。

事務局： です。

議長： 耕作希望がなかった場合は。

事務局： はい、ですのでその集落の農地の面積を整理し行く様な形を取りたいと思っておりますが。

議 長： 登記は付かないけども台帳を非農地にするというわけですか。

事務局： そうですね。

長 尾： 良いですか。今までの経過からすると利用しないと言う事になると勧告をしないといけなくなりませんか。その人に勧告をしないといけなくなって農業委員会が、そういう風になっていると思うんですが。意向調査の答えとして非農地にしますではいけない様な気がしたけど。

事務局： 再生可能な農地として皆さんが判定をされたところなので、再生不可能農地はこの中に入れてないので、全て再生可能として皆さんが判定をされたところの意向調査です。再生不可能農地は意向調査をする必要はありませんので、起こしたら出来るとか、草刈はしておられるけどその後草ぼうぼうだなとか、対象はそう言ったところの農地です。

長 尾： 良いですか。ここに上がっているのはもう既に非農地化した土地ではないんです。非農地化になったらいけないと言う危険性のある土地を拾ってあると思うんです。それを何とか作って下さいと言う方向に持って行くと言う目的があると思うんです。下の方まで読んで行くと勧告をしないといけない、勧告をすると固定資産税の増加などの懸念があるんです。この間見て回って、これはもう農地ではないと言うのはこの中に載っていない訳です。

事務局： ないです。再生不可能に丸をされたところは上がっていません。

議 長： 分かりました。私の最初の認識の違いです。再生可能という風にパトロールで判断した案件だと言う事ですから、それはそれで所有権者の方の意向確認をしましょう。その他いかがでしょうか。いろいろと熱心にご審議いただきましてありがとうございました。それでは1月期の総会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

令和 年 月 日

署名委員 1 番委員

署名委員 2 番委員